



三重県公報

平成21年1月30日(金)

第 2056 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
1	三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
63	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 室)	2
64	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維 持 管 理 室)	2
公 安 委 告 示			
13	警備員等検定の実施	(公 安 委 員 会)	3
警 察 本 部 告 示			
11	警察官の職務に協力した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正	(警 察 本 部)	5
公 告			
	三重県情報公開条例の規定による平成19年度における公文書の開示請求状況の公表	(情 報 公 開 室)	5
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 室)	6
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 室)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 室)	7
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(出 納 局)	8
正 誤			
	平成20年11月28日付け三重県公報第2040号	(経 営 総 務 室)	10
	同伴	(建 築 開 発 室)	10

公安委規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年一月三十日

三重県公安委員会委員長 寺 田 直 喜

三重県公安委員会規則第二号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第四号）の項を次のように改める。

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）	第五条第一項
-----------------------------	--------

別表第三三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第二号）の項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 63 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2430200697	社会福祉法人 聖母の家	四日市市波木町 398-1	相談支援事業所 陽だまり	四日市市波木町 398-1	相談支援	平成21年 2月1日

三重県告示第 64 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市長瀬字上出 1402 番 3 から 名張市上長瀬字川前 2218 番まで	旧新	5.30～15.50	760.00
	新	10.75～32.30	769.00

公安委告示

三重県公安委員会告示第 13 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県公安委員会委員長 寺 田 直 喜

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務 2 級	平成21年4月30日（木）午前9時から午後5時まで	40 人
雑踏警備業務 1 級	平成21年5月29日（金）午前9時から午後5時まで	40 人
貴重品運搬警備業務 2 級	平成21年6月22日（月）午前9時から午後5時まで	40 人
貴重品運搬警備業務 1 級	平成21年7月 3日（金）午前9時から午後5時まで	40 人

(2) 実施場所

三重県津市北河路町 19-1
メッセウイング・みえ

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限り、以下「雑踏警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限り、以下「貴重品運搬警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 2 級	平成21年4月 8日（水）から同月14日（火）までの午前9時から午後5時まで

雑踏警備業務 1 級	平成21年5月 7日（木）から同月13日（水）までの午前9時から午後5時まで
貴重品運搬警備業務 2 級	平成21年6月 3日（水）から同月 9日（火）までの午前9時から午後5時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	平成21年6月10日（水）から同月16日（火）までの午前9時から午後5時まで

受付期間は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に掲げる休日を除きます。

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

三重県内の住所地を管轄する警察署生活安全課又は三重県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内の住所地を疎明する書面又は三重県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内の住所地を疎明する書面又は三重県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内の住所地を疎明する書面又は三重県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(3)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内の住所地を疎明する書面又は三重県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとします。

7 受検手数料

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000円

8 その他

(1) 検定に際しては、筆記用具を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

警察本部告示

三重県警察本部告示第11号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成21年1月30日

三重県警察本部長 入 谷 誠

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和46年三重県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第11注意事項第4項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

公 告

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第46条の規定に基づき、平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に請求のあったもの）における公文書の開示請求状況を次のとおり公表します。

平成21年1月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公文書開示請求者の状況

	住 所 又 は 居 所		
	県 内	県 外	計
個 人	2,213	217	2,430
法 人	5,030	482	5,512
計	7,243	699	7,942

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	計				
1, 221	19	6, 146	7, 386	190	46	320	7, 942

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、生活部情報公開室及び警察本部警務部広聴広報課情報公開室、案内窓口にあつては、各県民センター、受付窓口にあつては、各地域機関・各警察署で受け付けした件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	公文書件数				その他決定件数				
	開 示	部分開示	非 開 示	合 計	存否応答拒否	その他非開示	取 下 げ	不 存 在	合 計
件 数	49, 625	24, 827	277	74, 729	11	8	67	13, 910	13, 996

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定をした公文書の件数と、それ以外の決定の件数を分類したものです。

2 公文書件数欄の非開示件数は、公文書を特定した上で、非開示決定した公文書の件数です。

3 その他決定件数欄のその他非開示件数は、公文書を特定せずに非開示決定した件数です。

4 公文書開示決定等の実施機関別処理状況

実 施 機 関		件 数	実 施 機 関		件 数
知 事	政 策 部	5, 620	行 政 委 員 会 等	議 会	399
	総 務 部	7, 306		企 業 庁	1, 197
	防 災 危 機 管 理 部	1, 648		病 院 事 業 庁	1, 121
	生 活 部	5, 787		監 査 委 員	1, 432
	健 康 福 祉 部	5, 304		人 事 委 員 会	411
	環 境 森 林 部	3, 391		教 育 委 員 会	13, 789
	農 水 商 工 部	6, 825		労 働 委 員 会	56
	県 土 整 備 部	19, 514		選 挙 管 理 委 員 会	273
	出 納 局	460		海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3
	小 計	55, 855		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
				収 用 委 員 会	99
		公 安 委 員 会	0		
		警 察 本 部	94		
		小 計	18, 874		
		合 計	74, 729		

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定をした公文書の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 不服申立ての状況

18 年度からの繰越件数	19 年度 諮問件数	平成 19 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ	却下
		認 容	一部認容	棄 却			
24	25	1	6	37	5	1	2

注 1 この表は、不服申立てのうち三重県情報公開審査会に諮問があつたもので、平成 20 年 3 月 31 日現在の件数です。

2 却下は、不適法により実施機関が審査会に諮問せず決定した件数です。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業紀南地区浅里換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土

地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成 21 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
紀宝町役場産業建設課（南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 20 年 12 月 26 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）
- 2 作業地域
津市、松阪市、伊勢市、桑名市、伊賀市、鈴鹿市、三重郡菟野町及び北牟婁郡紀北町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 12 月 25 日	亀山市東御幸町字川原 144-4 ほか 23 筆	津市広明町 418-1 株式会社トップハウス 代表取締役 浪 岡 昭
平成 21 年 1 月 5 日	桑名市多度町小山字尾津平 1768 の一部	桑名市多度町小山 1768 伊 藤 洋 一
平成 21 年 1 月 5 日	名張市蔵持町原出 762-2 ほか 3 筆	東京都中央区銀座 6 丁目 17-1 日産ネットワークホールディングス株式会社 代表取締役 佐 藤 明
平成 21 年 1 月 6 日	松阪市下七見町字柳 147-1	津市一志町八太 769-6 松 本 賢 二 松 本 美 紀
平成 21 年 1 月 7 日	三重郡菟野町大字大強原字赤坂 2490 ほか 9 筆	東京都品川区大崎 1 丁目 11-2 株式会社ローソン 代表取締役 新 浪 剛
平成 21 年 1 月 9 日	松阪市大津町字杉垣外 1041-1 ほか 3 筆	松阪市内五曲町 45-7 株式会社三重創建 代表取締役 岩 井 健 次

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 1 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 1 月 7 日	三重郡菟野町大字永井字溜ノ内 223-3 ほか 6 筆	四日市市久保田 2 丁目 15-7 有限会社ヘイセイクリエート 代表取締役 杉 本 喜 孝

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成21年1月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項**(1) 委託業務名**

ア 三重県立特別支援学校北勢地区児童生徒輸送業務

イ 三重県立特別支援学校南勢地区児童生徒輸送業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（共通仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成21年4月1日（水）から平成22年3月31日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

(1)のア 三重県立特別支援学校北勢きさら学園及び三重県立特別支援西日野にし学園通学区域内等

(1)のイ 三重県立特別支援学校玉城わかば学園及び度会特別支援学校通学区域内等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格**(1) 競争入札参加資格**

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条第1項の規定による許可を受けている者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成21年2月20日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書**(2) 次に掲げるいずれかの書類**

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し**(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し****(5) 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条第1項の規定による許可証等の写し****4 入札手続等に関する事項****(1) 担当部局**

〒5140-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援室契約調整グループ 担当 松川

電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育室 担当 建部
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(3) 入札説明書（共通仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成 21 年 1 月 30 日（金）から同年 2 月 20 日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成 21 年 2 月 27 日（金）までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 1 の(1)の ア 平成 21 年 3 月 12 日（木）午前 10 時 30 分

1 の(1)の イ 平成 21 年 3 月 12 日（木）午前 11 時

場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁 厚生棟 1 階 S101 会議室

ただし、郵送による入札については、平成 21 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書（共通仕様書）によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

① Entrust of School Bus Service for Mie Prefectural Hokusei district Special Needs School

② Entrust of School Bus Service for Mie Prefectural Nansei district Special Needs School

(2) Date and Time for the Open Bidding:

① The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, March, 12, 2009

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Tuesday, March, 10, 2009

② The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Thursday, March, 12, 2009

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Tuesday, March, 10, 2009

(3) Managing Authority:

Accounting Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2772

正 誤

平成 20 年 11 月 28 日付け三重県公報第 2040 号に登載しました、委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
25	3	×せ	及び
25	15	労働時間短縮の促進に関する法律	労働時間短縮の促進に関する法律

平成 20 年 11 月 28 日付け三重県公報第 2040 号に登載しました、建築士法施行細則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
28	14	野田たもる署長とあるが	神田たもる署長とあるが

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
